

4-1-4 ハラスメント等の防止に関する規程

制定 令和6年7月2日

渋民振興会におけるハラスメントの防止に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、就業規則に基づき職場におけるハラスメントを防止するため職員が遵守すべき事項等を定める。

(禁止行為)

第2条 すべての職員は、他の職員を業務上の対等なパートナーとして認め、職場における健全な秩序ならびに協力関係を保持する義務を負うとともに、職場内において次の号に掲げる行為をしてはならない。また、職員以外の者に対しても、これに類する行為を行ってはいけない。

(1) 職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に不快感を与えるパワーハラスメント

- ①殴打、足蹴りするなどの身体的攻撃
- ②人格を否定するような言動をするなど精神的な攻撃
- ③自身の意に従わない職員に対して、仕事を外し、長時間にわたり、別室に隔離するなどの人間関係からの切り離し
- ④長期間にわたり、肉体的苦痛を伴う過酷な環境下で、勤務に直接関係ない作業を命ずるなどの過大な要求
- ⑤職員の性的志向・性自認や病歴などの機微な個人情報について、本人の了解を得ずに他の職員に暴露するなどの個の侵害

(2) 性的及身体上の事柄で相手方及び他の職員に不快感を与えるセクシャルハラスメント

- ①性的及び身体上の事柄に関する不必要な質問・発言
- ②わいせつ図画の閲覧、配布、提示
- ③うわさの流布
- ④不必要な身体への接触
- ⑤性的な言動により、他の従業員の就業意欲を低下せしめ、能力の発揮を阻害する行為
- ⑥交際・性的関係の強要
- ⑦性的な言動への抗議又は拒否等を行った従業員に対して、解雇、不当な人事考課、配置転換等の不利益を与える行為
- ⑧その他、相手方及び他の従業員に不快感を与える性的な言動

(3) 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント

- ①部下の妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置の利用等に関し、解雇

4-1-4 ハラスメント等の防止に関する規程

その他不利益な取扱いを示唆する言動

②部下又は同僚の妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置の利用を阻害する言動

③部下又は同僚が妊娠・出産、育児・介護に関する制度や措置を利用したことによる嫌がらせ等

④部下が妊娠・出産等したことにより、解雇その他の不利益な取扱いを示唆する言動

⑤部下又は同僚が妊娠・出産等したことに対する嫌がらせ等

5 部下である職員が職場におけるハラスメントを受けている事実を認めながら、これを黙認する上司の行為

(懲戒)

第3条 就業規則の規定に基づき懲戒処分を行う。

(相談及び苦情への対応)

第4条 職場におけるハラスメントに関する相談窓口を本会で設けることとし、その責任者は会長とする。窓口担当者は副会長とし、会長は対応マニュアルの作成及び対応に必要な研修を行うものとする。

2 職場におけるハラスメントの被害者に限らず、すべての職員は、パワーハラスメントや性的な言動、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関する就業環境を害する言動に関する相談を相談窓口担当者に申し出ることができる。

3 対応マニュアルに沿い、相談窓口担当者は相談者からの事実確認の後、会長へ報告する。報告に基づき、会長は相談者のプライバシーに配慮した上で、必要に応じて行為者、被害者、上司その他の職員等に事実関係を聴取する。

4 前項の聴取を求められた職員は、正当な理由なくこれを拒むことはできない。

5 対応マニュアルに沿い、相談窓口担当者は会長に事実関係を報告し、会長は、問題解決のための措置として、懲戒処分の他、行為者の異動等被害者の労働条件及び就業環境を改善するために必要な措置を講じる。

6 相談及び苦情への対応に当たっては、関係者のプライバシーは保護されるとともに、相談をしたこと又は事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取扱いは行わない。

(再発防止の義務)

第5条 会長は、本会におけるハラスメント事案が生じた時は、周知の再徹底及び研修の実施、事案発生の原因の分析と再発防止等、適切な再発防止策を講じ

4-1-4 ハラスメント等の防止に関する規程

なければならない。

(その他)

第6条 性別役割分担意識に基づく言動は、セクシャルハラスメントの発生の原因や要因になり得ること、また、妊娠・出産・育児休業等に関する否定的な言動は、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの発生の原因や背景となり得ることから、このような言動は行わないよう注意すること。

2 妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントを防止するにあつては、妊娠・出産、育児・介護に関して利用できる様々な制度があることを、全ての職員が認識すべきであることに留意すること。

附則

この規程は、令和6年7月2日から施行する。